

ためら 出所を躊躇うBC級戦犯

—— 外交史料館新規公開文書の^{ひだ}襞

金田 敏昌 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

1. 新たな事実

「なお本人は、本年七月二九日法定の期間を経過して仮出所の適格性を得た者であるが、未だ申請書を提出していない。よつてこれらの資料を前記勧告に追加致し度く、仮出所適格性取得のことを考慮され、彼此総合勘案の上本人が速かに出所なし得るよう取計方煩したい。」[1954年12月23日 中央更生保護審査会委員長 白根松介作成「勧告資料追加決定に関する決定」(以下、引用につき明らかな誤記も含め原文ママ)]

分厚い史料をめくる手が止まってしまった。どうして申請書を提出しないのか。素朴な自問が本稿を執筆するきっかけとなった。史料とは、外交史料館が公開してきた、すなわち外務省から同館へと移管されてきた「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 仮出所者関係(勧告書)」[分類番号：D'1.3.0.3-3]のファイル群である。一千枚超の紙数を誇るファイルもあろうか。

ボリュームは現時点(2021年1月)で26巻に及ぶ。「現時点で」としたのは、「行政文書ファイル管理簿の検索」の結果にもとづく。全49巻によって構成される一大シリーズであることが判明する。第26巻にかけて米国関係、未移管の第27巻以降には英国、濠州、比国、和蘭、仏国裁判関係のファイル群が並ぶ。貴重かつ膨大な公的記録の一部が、2011年に施行された公文書管理法にもとづき、特定歴史公文書として永久に保存されることとなり、一般利用が実現した。

当史料の貴重たる所以は、事件の実情から本人の胸中を経て家庭状況へと至るまで、内容の多彩な個性に宿る。戦犯裁判をめぐる多様な議論に開かれた素材であるに違いない。ただし、以下の制約により、とりわけ史料から浮かび上

がる新たな事実に着眼して本稿の目的を導く。コロナ禍ゆえ閲覧室利用が限られた。2020年3月以降の臨時閉館を経て、事前予約制の閲覧サービスが始まるも、21年1月を迎えてふたたび臨時閉館に陥っている。閲覧室を訪れたのは数回にすぎない。「複写申込」の道は残されているが、巻数からしてコスト面で断念した。

1999年法務省の発表によれば「5702名」が、いわゆるBC級戦犯として起訴されたという。「5700名」が人口に膾炙していようか。いずれにせよ少なからぬ不起訴、無罪、未決獄死といった結果が含まれる。筆者は延べ人数とも見込む。つまり、延べ5702名を対象に立件されたというべきか。国立公文書館所蔵「戦争犯罪裁判概要(司法法制調査部昭和48年8月刊行)」[請求番号：平11法務06334100]によると、米国裁判関係の刑死者は456名、無期徒刑ないし有期徒刑を執行された者は1033名にのぼった。うち、仮出所者は58年時点で360名を数えている。呼応するように史料も約370名分の文書を収録していた。

冒頭の記述は第13巻に登場する。第1巻から数多の文書に目を通してきたなかで、「申請書を提出していない」事態は初めてだった。巻を追うにしたがい未提出者は20名近くにまで膨らむ。早期の出所に欠かせない申請を独自の境地から躊躇する受刑者も現れた。当時、釈放に向けた官民一体ともいえるべき気運の高まりに後押しされ、戦犯自身も減刑、赦免、仮出所の恩典を享受すべく躍りになっていく。しかし、この潮流に乗ろうとしない戦犯が存在した。本稿の目的は、70年近く眠り続けてきた公的記録から特異な実態を呼び起こすこと自体にある。まず史料の特質を掘り下げよう。

2. なぜ外交史料館文書なのか

① 解題

史料には若干の雑件をのぞき、第1巻中「第一回（二名）」から第26巻中「昭和三十二年十一月 日付仮出所（第九十八回）」の3名に至るまで、約370名分の文書が収められていた。この回次は仮出所年月日に相当する。「第一回」の時期について記載なきも、国立公文書館所蔵「本籍別戦争裁判受刑者名簿（1・2・3・4）昭和31年2月1日調製」[平1 1 法務06008100; 06010100; 06012100; 06015100]（以下すべての仮出所年月日は同名簿にもとづく）によれば、「二名」は1952年10月29日に仮出所した。同様に「第九十八回」の日付は30日となる。サンフランシスコ講和条約（以下、サ条約）発効後の仮出所は5年にわたって続く。

書類一式は、対象者氏名を付したインデックスごとに綴じられた。主な内訳は、「外務省外交史料館所蔵史料検索システム」上の「資料概要」によると、「中央更正保護審査会作成の『赦免勧告に関する決定書』もしくは『仮出所勧告に関する決定書』及び右添付書類（『赦免の処分に関する意見書』、『仮出所証書案』、『仮出所申請書』、『行状成績報告書』、『判決執行経過概要報告書』、『仮出所処分に関する刑務所の長の意見書』等）」である。多くに和文と英文のバージョンが併存していた。初期段階では、法務府および中央更生保護委員会の呼称も登場する（以下、法務省外局の「審査会」に統一）。

戦犯本人の手による和文申請書は、活字のフォーマットに手書きで記入されていた。「事件の真相」を訴える内容や「現在」の胸中にとどまらず、健康状態、家庭状況を始め個人情報の塊が目飛びこんでくる。決定書は、概ね申請書と面接をもとに「審査会」サイドで作成された。申請書上の「私は」が「本人は」に書きかえられていく。「証書案」、「報告書」、「意見書」にかんする解題を省略する。別途、勧告に関する追加資料、賞詞、医師の診断書、嘆願書も散見された。嘆願書を届けた人物は、本人、事件関係者、職場の同僚や上司、地域住民および首長、家族といったところとなる。史料には人びとの願いが生き生きと刻まれていた。

② 黒塗り

個人情報めぐり、いわゆる「黒塗り」が従

来と比して明らかに少ない点も特筆しうる。史料の各巻頭に「部分公開」対象の「文書名」と「利用を制限する理由」が示されていた。理由は、すべて「利用等規則第11条第1項第1号イ」による。「イ」は、「情報公開法」の第5条第1号で規定される個人情報の利用制限に該当した。全史料中、「部分公開」の文書は数百件にのぼるうか。

とはいえ一つの例外をのぞき、概ね家族の名前、本籍、住所、病状の一部がマスキングされるという域を出ない。例外とは第15巻中、海軍中将小松輝久の文書である（以下、事件時の階級とし、裁判にかんする基礎情報につき国立公文書館所蔵『米国戦争犯罪裁判概見表』[平1 1 法務07126100]の記載事項に統一）。「黒塗り」どころか「のり弁」に目を疑う。彼の出自からして皇室が関与する記述なのか。こうした措置は憶測を呼ぶだけである。

外交史料館では、国立公文書館等の基準に倣って「外務省外交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」が運用されてきた。原則として文書の作成もしくは取得から30年という「時の経過」を考慮して「必要最低限」の制限がなされるという。近年の公開状況を眺めると一定の成果が窺える。

同基準「別添参考」の「30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」は、個人や遺族の「権利利益を害するおそれがあると認められる」情報にかんして、50年、80年、110年の利用制限を課す。しかし、「これまでの公表実績、及び当該個人が公表慣行のある個人か否かを踏まえ、慎重に判断」される。もはや一般にアクセスできる個人情報ならば「黒塗り」されないと捉えてよからう。

実際、史料には別の施設で閲覧できる文書も含まれる。たとえば、米国管理下のスガモブリズンで蓄積された文書は米国国立公文書館により公開されてきた。一連の文書は日本の国立国会図書館憲政資料室でも閲覧に供されている。ただし、各収監者の「Sugamo Prison Records」と「Pow 201 File, 1945-52」は申請書や勧告決定書の英訳版を含みうるものの、欠落していることの方が多い。初期段階の和文申請書を発見することもあるが、最終段階のバージョンを目

にすることはなかった。これほどまでも各申請者の状況を体系的に把握できる記録は、今のところ当史料をおいてほかにない。

③ ニーズ

なぜ仮出所関連の文書が外交史料館から世に出たのか。文書自体は法務省サイドで作成された。書類の束は法務省から外務省に届けられ、そこで口上書を付して米国大使館へと文書が転送されていたにすぎない。もちろん事後の外交折衝によって進捗を促す役割は外務省に課されていた。しかし、関連する文書は史料に含まれない。さておき、案件の重要性からして、文書の写しは法務省サイドに蓄積されていてしかるべきであろう。ならば、一連の文書は国立公文書館に移管されていないか。

1999年度に約6000件の法務省司法法制調査部作成「戦犯裁判関係資料」が国立公文書館へと移管されている。別に2000件近くもの簿冊も移管された。99年度移管の1712件からなる同省矯正局作成「巣鴨刑務所関係資料」と、2000年度移管の180件で構成される同省保護局作成「戦争犯罪人赦免関係資料」である。すべての文書には「利用制限区分等」が設けられており、たとえば「戦犯裁判関係資料」の場合、「公開」、「部分公開」、「要審査」の文言が並ぶ。「要審査」とは、未だ誰の利用請求もなされていない、もしくは請求後に利用決定が下りていない段階と見做せる。一方、「巣鴨刑務所関係資料」と「戦争犯罪人赦免関係資料」では「要審査」どころか、大部分が「非公開」とされてきた。

非公開文書のタイトルほか、得られる情報は「組織歴」や「内容」の数行を超えない。それでも、「戦争犯罪人赦免関係資料」の「内容」には、「①戦犯赦免・減刑・仮出所処分決定書綴、仮出所者原簿」、「②戦犯個人別記録（米・英・仏・蘭・豪・A級）、記録簿」と明記されている。「①」が外交史料館で公開されてきた文書群の一部と合致してくるのではないか。予想が当て得ていれば、既に法務省から国立公文書館へ移管されながらも、個人情報が多さから公開されてこなかった文書群を外務省サイドが先んじて世に送り出したとも推察される。

ことに外交史料館は、2018年9月28日の外交記録公開以降、ふたたび戦犯関連ファイルに日の

目を見させてきた。「ふたたび」というのは、大規模な移管のかぎりでは1998年の第14回外交記録公開以来だからである。20年の隔たりを超えて、数十点のファイルが公に出た。釈放運動との兼ね合いで、「本邦戦争犯罪人関係雑件 嘆願書関係 加納氏嘆願書関係」[D'1.3.0.1-10-1]も挙げておこう。なかでも本稿で扱う史料は、ひときわ存在感を放つ。そもそも戦犯にかんする歴史研究は、裁判記録にさえアクセスできない状態で始まっている。史料上の垣根も徐々に解消され、今や裁判後の動向や個人人の軌跡へと分析の射程が拡がりを見せてきた。外交記録公開は研究史上のニーズに答えている。

3. 蘇る実態

① 整う舞台

戦犯釈放の動向を窺い知れる公的記録は国立公文書館と外交史料館に点在する。本稿では前掲「概史要」が紙面を割いた「第六章 釈放」より、釈放の舞台を取り囲む情勢に触れておく。1973年に完成した「概史要」は、政府による「戦争犯罪関係資料の調査及び収集に関する事務」の集大成と位置付けられる報告書である。

BC級戦犯裁判はアジア太平洋の49か所で開催された。各地で服役するにあたり仮出所の制度は存在しない。外地戦犯は連合軍管理下のスガモプリズンに移送されたのちに「宣誓仮出所制度」を活用できた。同制度は、「戦争犯罪人に対する恩典付与」を定めた1950年3月7日付「連合国最高司令部回章第5号」にもとづく。

回章は、未決拘留期間を刑期に参入する「拘留期間の特典」、在所者および仮出所者の「善行保持」が認められると刑期満了日を繰り上げる「善行特典」、「宣誓仮出所」の画一的制度を掲げた。総司令部内には3名の委員からなる「宣誓仮出所委員会」が設置され、仮出所の拒否が審理されることとなる。

サ条約発効前に仮出所の恩典を享受した者はわずかであった。一方、本邦サイドが仮出所者の保護監督を実施することとなる。この局面が「戦犯釈放の端緒を開いた」とともに、釈放をめぐる連合国と「日本側との接触を生じ」させた。接触点とは数名で構成された「審査会」、以後の委員長は白根松介、土田豊、坂野千里であ

る。

サ条約の発効で事態が動く。BC級戦犯をめぐる措置について条約第11条の内容を切りとると、刑の執行が連合国から日本に移管され、赦免、減刑、仮出所の権限は、裁判主催国の決定と日本国の勧告によって行使されるということとなる。法務省矯正局が刑の執行を所轄し、釈放関係の案件は「審査会」に属した。「権限」は日本に認められていない。

それでも条約発効は本邦サイドにとって好機と捉えられた。具体的な運用に向けて「平和条約第十一条による刑の執行及び赦免に関する法律」がサ条約発効日に施行される。さらに早期釈放を目指して同法の改正が重ねられた。舞台が整っていく。待ち受けるハードルも高かった。

仮出所は1958年まで続く。中、仏、比国をのぞき、各国は長期にわたり慎重な姿勢を崩さなかった。受刑者の焦燥も募る。ゆえに「審査会」も「職権」を活用して勧告決定を重ねていく。背景には、「在所者の政府への陳情・働きかけ、民間の釈放運動も次第に熱烈となり、官民相呼応して早期釈放を実現すべく力を尽くした」こともあった。

②劇場化

史料に目を向けよう。本人の申請や「審査会」による勧告決定の殆どにおいて家族の窮乏が赤裸々に開陳されている。生活保護法の支援を受けている家庭も後を絶たない。奨学金を得る子女も少なくなかった。本人と家族の健康状態を知るにもこと欠かない。プライバシーの塊ゆえ本稿では上記の概要を示すに止めておく。

事件をめぐるのは、「反省」、「悔悟」、「贖罪」、「平和」といった語も数多く並ぶなか、「やむを得ない状況」や「真相」を訴える文言もひしめき合っている。「状況」について、日本軍では上官の命令に抗えないことを軸に据える記述が目立った。この点は、上官の命を受けて犯行に及んだケースにたいして仮出所許可を優先させるという米国サイドの方針に応じる策とも考えられようか。「真相」について、実際のところ、法廷で強引に事実認定が進められた例も枚挙にいとまがない。史料には顛末を連ねる別紙も頻繁に見受けられた。

しかし、申請者の語りは必ずしも事実在即し

ていない。第7巻中、陸軍中尉熊井敏美の例を挙げよう。彼は、マニラ45号法廷において、現地住民の虐待と殺害に加担した罪で判決、確認ともに25年の刑を科された。「確認」とは、一審制を採る軍事裁判の性格上、現地法廷の判決が上位機関によって確定される段階に相当する。殺害事件について、彼は戦死した部下の独断を法廷で強調した。この申し立ては、1953年3月31日の赦免勧告決定を経て54年1月4日の仮出所勧告決定に至るまで変わらない。彼は、同年2月10日に仮出所した。

時を経て、熊井自身が「事実はどうあれ、生きるための法廷戦術」[林哲平「モンテンルパのうた：兵士が遺す言葉/7 『最後の仕事』、資料館建設に尽力」『毎日新聞』2008年8月3日朝刊]と振り返っている。証人とも口裏を合わせていた。生き抜くための戦術を継続せずして容易く仮出所の壁を乗り越えることも難しかったのだろう。熊井の過去を蔑むつもりは毛頭ない。むしろ告白は後世の役に立つ。くれぐれも史料の読解には細心の注意が求められる。史料から無批判に「戦犯裁判の実相」を断定することはできない。

量刑の不均衡を指摘するほか、裁判自体を「不当」と声高に唱える戦犯の姿も、職位や階級を問わず数多く見出された。こうした主張は米国サイドを逆なでしなかったのか。彼らは結果的に恩典を獲得している。深いところで捉えなおそうとした者もいた。第18巻中の陸軍法務少佐山口教一である。彼は、香港総督部付将校として、米軍搭乗員に死刑判決を下した軍律裁判で代理検察官を務めた。上海9号法廷において判決、確認とも終身刑が言い渡されている。

1953年8月7日の赦免勧告決定によると、彼は「自ら裁かれて始めて裁かれる者の眞情を知るに至つたと告白して反省の生活を送つて」おり、55年10月26日の仮出所勧告決定においても「私は現在『人が人を裁くことができるか』ということを考えて居ります。」として態度を崩さない。法務に携わった者ならではの心境であろうか。暗に戦犯裁判の不当性をも追及しようとしたのか、検討の余地が残されている。

服役中の改宗も少なくない。たとえば、第18巻中の陸軍伍長平川寅男である。セブ島住民にたいする虐待および殺害の罪を問うマニラ55号

法廷で判決、確認ともに終身刑が宣告された。彼は1955年12月15日に仮出所を果たす。53年6月13日の赦免勧告決定には、「自身の「無罪を信じている」が、「非命に斃れた彼我の幾多の魂の冥福を祈り深くカソリックに帰依」し、「洗礼を受け生涯を神への奉仕に捧げよう」との決意が表明されている。出所後の行く末を突き止めることで理解が深まるだろう。

本稿で紹介し尽くせないが、申請書における各人の書きぶりは、幾つかの共通した軸を有しつつも表現において多彩である。「審査会」は銘々の語りを勧告決定書、時に追加書類として取りまとめていく。当局独自の働きかけも顕在化する。とくに連座者の多い「石垣島事件」や「九大事件」を始め米国が釈放に慎重な姿勢を見せていたケースでは、「事件の真相」について紙幅を割いた共通の文書が各自の文書に添えられた。

申請者にたいする個別の便宜が図られてもいる。第22巻中の陸軍法務少将太田原清美を例にしよう。彼は、第十五方面軍（中部軍）法務部長として、米軍搭乗員に死刑判決を下す軍法会議に関与した廉で横浜160号法廷において判決絞首、確認終身の刑を科された。1953年10月7日の赦免勧告決定は、複数の病に侵され70歳を迎える彼について「刑事訴訟法第四八二條によつて七十才以上の者は、刑の執行を停止することが出来ることになつており、人道上の見地からも今後刑の執行を続けることは酷」と結論づけている。病気の療養に努め、「僅少の恩給」によって余生を送るべく56年6月2日にも仮出所勧告決定が続く。こうしたアレンジは大勢の文書に確認できる。

総じて壁は高かった。米国が前向きでないぶん、「審査会」は勧告決定に書類追加を重ねていく。「審査会」が能動的に働きかけていたという事実は、受刑中の逃亡事件を始めとして、罰を受けた者へ手を差しのべている点において明らかである。事態を打開すべく、舞台は時として当局による振り付けのもと申請者にとって自らを演出していく劇場化の様相を呈してもいた。しかも、舞台に出演しようとしぬ者たちをめぐる、当局は積極的に「この際」、「職権」を用いて勧告を決定していく。彼らこそが申請書を出さない戦犯であった。

③出演拒否

少なくとも20名近くについて、申請書を出していないことが明記されている。くわえて、本文中で触れられていないものの、通常であると目録欄に記載されるべき申請書名が登録されていない場合も見受けられた。全史料にわたって正確な数を計上できていないが、数名分が確認されている。さしあたり上記20名近くの戦犯を5つのグループに分類した。

第1に、そもそも重篤患者は申請を進められる状態になかった。第14巻に登場する2名である。両名とも「精神異状」を来していた。既に知られているが、本稿では氏名を伏せる。かたや、1953年1月6日の赦免勧告決定は、「正常時」に作成された文書と在所中の連座者を調査のうえ、「精神異常者に刑を執行することは最早無意味」であり「赦免釈放を相当とする」と結んだ。

かたや、同年10月29日の赦免勧告決定も「最早回復の見込みのない者に対して、このまま刑を執行することは、不当」と下し、「病状叙上の如くにして、面接調査不可のため犯罪に関する情報等を審査することはできない」が、「この際赦免せられ然るべし」と結論づける。前者は55年7月14日に「25年に減刑の上仮釈放」、後者も同日に「病気仮釈放」された。両名は連座者でないが、同時期に案件を進めていたことは興味深い。

第2に、8名と最も多く、未提出の事由は不明であった。本稿冒頭の引用も含む。それは、第一五方面軍参謀陸軍少佐山中徳夫の文書に記されていた。横浜160号法廷では判決、確認ともに25年、大規模な敵機搭乗員処刑事件に関与した同316号法廷では判決、確認とも8年の刑が言い渡されている。実のところ1953年8月7日の赦免勧告決定に向けて申請書は提出されていた。なぜ提出を続けなかったのかは判然としない。ただし、冒頭の引用から当局サイドで手続きを進めていたことが分かる。彼は55年5月26日に仮釈放された。

未提出の根拠が定かでないなか、第16巻中、陸軍軍属中田善秋の人物像は一考に値する。彼は、「藤兵团」の通訳として勤務した。ルソン島サンパブロの町を焼きはらったとの事由で、マニラ29号法廷において、判決、確認とも30年の刑が科されている。1953年8月31日の赦免勧告

決定によると、米国から移管された比国マニラ法廷の戦犯受刑者は恩赦を受けている状況にもかかわらず、「本人は赦免申請書を提出しない」が、当局としては「この際本人に対し赦免を考慮せられ然るべし」とした。55年9月19日に仮出所が果たされている。

比島の軍属戦犯にはキリスト教徒も多い。とくに中田は、服役中も宗教活動に精を出し、「教会の戦争責任の問題を真摯に問う」段階にまで至ったという〔豊川慎「平和の神学の課題としての戦争責任論——フィリピン宗教宣撫班員と戦犯とされた一キリスト者の手記に見る戦争罪責考一」『明治学院大学キリスト教研究所紀要』（同所編、第49巻、2017年2月）〕。彼の信仰心が未提出の動機へと結びつくのだろうか。手がかりを探りたい。

第3に、上官としての責任を全うすべく努めた2名である。第19巻中の陸軍大尉中野良雄は、台湾軍司令部による米軍捕虜虐待の罪で上海7号法廷において、続く米軍捕虜を死刑に処す軍律会議に関与した罪で同8号法廷において、それぞれ判決、確認とも終身刑を宣告された。1953年7月31日の赦免勧告決定では、部下の「重刑に処せられたことに責任を感じ、右三名の赦免あるまで自己の赦免の申請はしない」と言明されている。仮出所は56年6月5日となった。

第23巻中、57年3月6日に仮釈放される陸軍大佐下田千代士も53年7月1日の赦免勧告決定で「高級将校たる責任を感じ」、申請書を提出しない。判決、確認とも40年の刑を彼に言い渡した横浜260号法廷は、男女を問わず千葉県佐原町民も多数連座した米軍搭乗員にたいするリンチ事件を裁いている。

戦犯裁判にあたり上官の逃亡や責任回避は各地で頻発した。比島捕虜収容所第二分所長として横浜200号法廷で判決、確認ともに30年の刑を告げられた陸軍少佐前田一雄も現場の状況を関知していない。彼は監督者としての立場にありながら、1952年7月21日に提出された英文の赦免申請書で、ことに台湾人捕虜監視員の訓練がなっていなかったとまで主張している。今日の研究水準からして、そうとはいいがたい。上級者としての地位に鑑みて申請を止めた人物は稀である。

第4に、2名は無罪を確信し続けた。第14巻中、

民間人の小島一作が登場する。新潟海陸運送株式会社取締役として、捕虜を強制的に使役した廉で、横浜145号法廷では無罪も、同290号法廷で判決、確認ともに25年の刑が科された。彼はのちに仮出所申請を出すものの1953年4月30日の赦免勧告決定に際して申請を出しておらず、「本人は正義感が強く」、「無罪を確信」しているとの態度を翌年9月16日の仮出所勧告まで貫く。仮出所は55年7月22日であった。

第16巻中の陸軍軍曹詫間正太郎は、朝鮮捕虜収容所本所における英軍捕虜虐待の罪で横浜17号法廷において判決、確認とも31年の刑を言い渡された。彼は、55年10月7日に仮釈放されるが、53年8月31日の赦免勧告決定において「当然判決の不当なることが判明するものと確信し」申請書を出さなかった。両名の例も珍しい。

第5に、4名は自責の念を繰り返す。実のところ当史料外にも1名が存在した。九州大学生体解剖事件に連座した同大医学部助教授の鳥巢太郎である。彼の文書は、「講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件——満期出所者関係」[D'1.3.0.34]に収められていた。事件を阻止できなかったことに対する反省が彼を刑期満了へと向かわせる。状況は熊井以素『九州大学生体解剖事件——70年目の真実』[岩波書店、2015年]にも詳しい。熊井は彼の姪にあたる。

第15巻中の仮出所者に目を向けよう。陸軍憲兵准尉酒井誠二郎である。マニラ2号法廷でセブ市における米軍捕虜と現地住民の殺害に加担したことから判決、確認ともに終身刑を告げられた。1953年7月1日の赦免勧告決定には、「事件の非人道的なことに対する深い反省に基づき、赦免を申請する意思はなく」と記されている。情状酌量による減刑を申し出ているとはいえ、彼は早期の釈放に消極的な態度を見せた。仮出所は55年9月8日となる。

残り3名は連座者間で申請を出さない唯一のケースとなった。すべて第13巻に収録されている。陸軍大佐大石千里以下10名が起訴されたクエゼリン1号法廷は、在ミレ島南洋第一支隊と海軍第六六警備隊による米軍搭乗員殺害事件を裁く。確認で極刑を免れるものの、先の3名を含め6名に絞首との判決が下った。斬首を担当した海軍兵曹長真名子辰市（新姓三門）は、1954年10月2日の赦免勧告決定において、「当時、如何に拒

むべからざる上官の命令によるものであつたとはいえ、又、状況真にやむを得なかつたとはいえ、何んの私怨もない者の生命を自らの手で奪つたことに対し、今日深く悔悟しており、斯様な反省から、自から進んで赦免乃至その他の恩典附与を申請することを躊躇」している。

次いで剣道の腕を買われ斬首役に抜擢された陸軍中尉毛利弥寿雄も、1954年10月29日の赦免勧告決定にあたり「自己の犯した罪悪に対する反省から赦免申請書を提出していない。」という。簡素な記述ながらも陸軍大尉安部正明の文書中に毛利の信念が露わとなる。同日の安部にたいする赦免勧告決定には「本人は自己の関与した事件に対し今日深く反省しておるものであり、就中、本人の下級者であり而もその監督指導の許に死刑の実施に当つた毛利彌寿雄が自己の犯した罪悪に対する反省から赦免その他の恩典附与の申請をなすことを躊躇している態度に刺戟され、本人も赦免申請書を提出しない」のであつた。

躊躇が躊躇を呼ぶ。結果的に当局は「この際」、「職権」を用いて肅々と手続きを進め、3名ともに55年5月26日に仮釈放された。勧告決定時に別の連座者数名が仮出所していたことも踏まえると、あらゆる恩典をも躊躇し続ける態度に何らかの出所戦術を読みとることは一切できない。特異な実態が史料をとおして蘇つた。

4. 復権

釈放に焦点を当てた本格的な研究は限られてくる。本稿とのかかわりで二点を挙げておく。釈放の舞台裏に言及した研究として、中立悠紀「戦後日本における戦犯『復権』－戦犯釈放運動から戦犯靖国神社合祀へ」[九州大学博士論文、2018年3月]および、受刑者の眼差しに肉薄した内海愛子『スガモブリズン 戦犯たちの平和運動』[吉川弘文館、2004年]である。

官民の「釈放熱」を媒介した重要なアクターとして、中立は旧軍後継機関の復員官署法務調査部門に着目した。同部門の活動によって戦犯が「復権」を果たす。「復権」とは、「戦犯裁判の正当性と裁判及び講和条約の結果を修正・相対化しようとする志向性」と「この志向性により部分的にも戦犯が恰も免責され、赦されたか

のような存在になった現象」を意味する。「復権」が恩給法の改正、さらにBC級を経たA級戦犯の靖国合祀、ひいては現在に至る国際問題化をもたらしたのだという。

戦犯自身も出所に向けて活発に動いていた。内海は宣誓仮出所委員長ヘーゲンの言を紹介している。釈放運動には、外部からの「同感情」による要求と、戦犯自身による反戦平和の運動としての釈放要求の面が備わっていたという。内海は、当局に「プロ・コミュニスト」とも評された後者の「平和グループ」に迫り、再軍備にたいしても声を荒げる少なからぬ受刑者の姿を描き出している。同グループの「二〇人」と「四〇～五〇人の似たような仲間」に先の未申請者も含まれてくるのだろうか。探索を図りたい。

内海の明らかにした点に中立は「目配り」した。中立は、「平和を愛していることを表明しないと日本人の平和の共同体に迎え入れてもらえない、戦犯の釈放に賛同してもらえないという実利的判断が当然働いていた」というポーズの側面を強調する。いずれにせよ、先行研究では釈放を求める戦犯が前提とされた。本稿で蘇つたのは、あらゆる恩典を拒み、自ら釈放されること自体を躊躇した戦犯の存在である。史料の襞から覗く多様な実態を復権させることでこそ、戦犯裁判にたいする歴史的な理解の幅が広がるのではないだろうか。

今後、未申請者を始めとする戦犯と家族の戦後について、NHKディレクター片山厚志と協力して調査を進めていく。彼は家族へのコンタクトを重ねていこう。筆者は、史資料の精査を継続する。公的記録の活用が欠かせない。内海は第14回外交記録公開で世に出た記録を駆使している。それから20年の時を経て、本稿で用いた史料も外交記録公開により日の目を見た。未移管文書も眠っている。アクティブな公開が強く望まれよう。一方で、移管されたとはいえ国立公文書館を含め「要審査」ないし「非公開」に止まる記録の束も尽きない。歴史的に価値を有するとして移管された特定歴史公文書は、利用されて初めて価値を生み出す。研究の進展は私たちのアクションにもかかっている。